

(別添)

*Corynebacterium*属菌分離時における検査体制について

令和7年11月
島根県健康福祉部薬事衛生課

医療機関等において分離・同定された *Corynebacterium diphtheriae*、*Corynebacterium ulcerans* 及び *Corynebacterium pseudotuberculosis* については、「病原体検出マニュアルジフテリア（2020年11月 国立感染症研究所）」に基づき、島根県保健環境科学研究所においてジフテリア毒素遺伝子検出検査を実施します。

なお、*Corynebacterium diphtheriae* について、毒素産生株であることが判明し、かつジフテリアの届出基準を満たす症例は、感染症法に基づく届出の対象となります。

1. 検査対象

ジフテリア様症状は認められないが、臨床材料から以下のいずれかの菌が同定された場合

- ・ *Corynebacterium diphtheriae*
- ・ *Corynebacterium ulcerans*
- ・ *Corynebacterium pseudotuberculosis*

※菌の分離・同定は医療機関または民間検査機関で実施してください。

2. 提出物

分離・同定された上記の菌株

3. 採取容器・保管方法

- ・ 提出培地：菌株を培養した血液寒天培地等の平板培地
- ・ 保管方法：冷蔵（2～8℃）
- ・ 提出方法：最寄りの保健所へご連絡ください。（個別調整）

4. 検査実施機関

島根県保健環境科学研究所（窓口：最寄りの保健所）

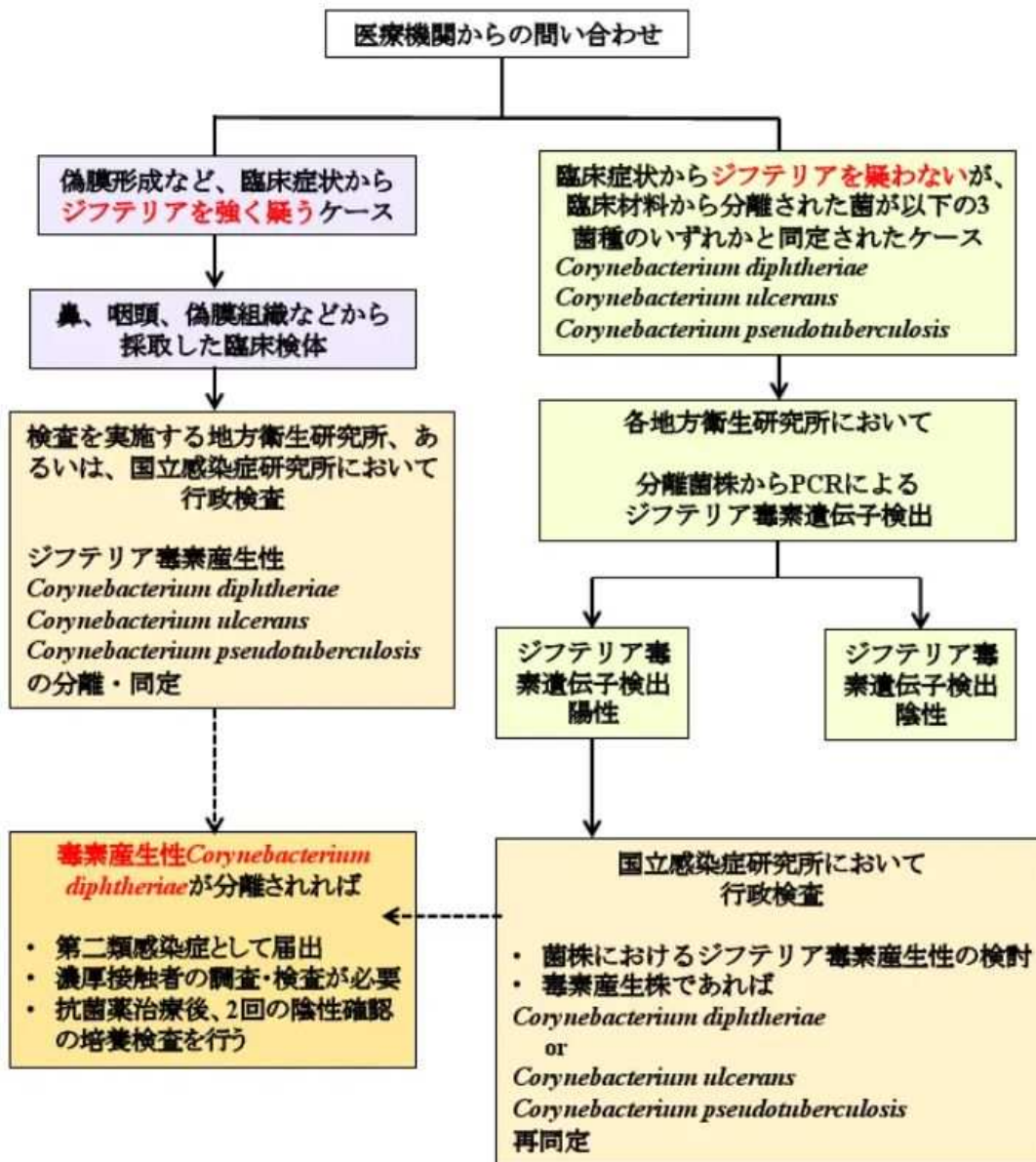
！重要！

**臨床症状から強くジフテリアを疑う場合は、速やかに
最寄りの保健所へご連絡ください。**

※ジフテリアは感染症法上の届出疾患（2類感染症）です。

※ジフテリアが疑われる場合の分離・同定等の必要な検査については、行政検査として県が対応します。検査の実施に関しては、最寄りの保健所にご相談ください。

5. 検査フロー図



病原体検出マニュアル ジフテリア（2020年11月版 国立感染症研究所）より引用